

政令第八十号

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第三条の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を削る。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。